Press Release

高知労働局発表令和7年11月27日

報道関係者 各位

【照会先】

高知労働局雇用環境・均等室

室長森郁雄室長補佐山本由香(電話)088-885-6041

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

高知労働局(局長 菊池 宏二)は、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる 12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施します。

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

また、令和7年6月に公布され、公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日に施行される「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられます。

高知労働局では、職場におけるハラスメント対策にかかる防止措置の適切な運用等を推進し、防止 に向けた取り組みの徹底を呼び掛けます。

1 実施期間

令和7年12月1日~12月31日まで

2 特別相談窓口の設置

高知労働局に、「ハラスメント対応特別相談窓口」(雇用環境・均等室 Tel088-885-6041)を設置し、次の相談を受け付けます。

- (1) 職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント及び、妊娠・出産・育児休業等 に関するハラスメントの相談
- (2) 取引先や顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)に関する相談
- (3) 就職活動中の学生等からのハラスメントに関する相談

3 労働局、労働基準監督署、ハローワークによる周知

労働局、労働基準監督署、ハローワークは、施設内にポスターを掲示するとともに、各種説明会等に おいて、リーフレット・パンフレットを活用した周知・啓発を図ります。 4 「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」への参加呼び掛け 厚生労働省が開催する「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」の周知を図り、各企業に 参加を呼び掛けます。

【開催概要】

(1) 日 時: 令和7年12月10日(水) 13:30~15:15

(2) 開催形式:オンライン(事前申し込み制)

(3) 参加費:無料

(4) 内 容

・ 改正法の説明

・カスタマーハラスメント対策の取り組み事例

• カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッション

お申込み(詳細):下記 URL 及び QR コードよりお申込みが可能です。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium







12月は職場のハラスメント撲滅月間です 詳細はこちら▶

★ハラスメント対策の総合情報サイト「明るい職場応援団」

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



【別添資料】

- 12 月はハラスメント撲滅月間です!
- ハラスメント対策 女性活躍推進法に関する改正ポイントのご案内
- NO! カスハラ
- NO! 就活セクハラ



12月はハラスメント撲滅月間です!

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくり を推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など ハラスメント対策の総合情報サイト ハーラスメント あかるい職場応援団



カスハラ防止措置が事業主の義務になります



職場におけるハラスメント対策シンポジウム

12月10日 🗗 オンライン開催! [参加無料]

【開催日時、開催形式】

12月10日 13:30~15:15、オンライン(事前申し込み制)

【開催内容】

- ① 改正法の説明
- ② 業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取り組み事例 ☆ 一般社団法人空港グランドハンドリング協会
- ③ カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッション ☆ 参加企業:株式会社イト-ヨ-カ堂、イオン九州株式会社

【詳細・お申し込みはこちら】

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium

令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、カスタマーハラ スメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇 用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります!

詳しくは裏面をご覧下さい



カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
 - ③ 労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

(例:面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)

- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応(例:相談への対応、被害者への謝罪等)
- ☆ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等(カスタマーハラスメントのみ)の責務も明確化します。
 - ※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、 事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- ☆ ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します!

 改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範
 意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、
 情報発信等の取組の充実を図ってまいります。





ハラスメント対策・女性活躍推進 に関する改正ポイントのご案内

I: ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

● カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります! (施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、 障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

公布日:令和7年6月11日

- 求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発(例:面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応(例:相談への対応、被害者への謝罪等)
- ☆ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等(カスタマーハラスメントのみ)の責務も明確化します。
 - ※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、 事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します!

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索



Ⅱ:女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年(2026年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年(2036年)3月31日までに延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理 職比率」の情報公表が義務となります。 (施行日: 令和8年4月1日)
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。

(施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める日)

情報公表の必須項目の拡大

■ これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、 101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人 以上の企業に公表を義務付けます。(従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。)

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異 に加えて、 2項目以上 を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人~ 300人	1項目以上 を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※ 従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する 雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表することと、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上 を公表することとされています。

プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハ ラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。
- ※ 現在、プラチナえるぼし認定を受けている企業も、認定を維持するために、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表することが要件となりますが、今後の省令等の整備において、一定の猶予を設ける予定です。
- ☆ このほか、女性の健康上の特性による健康課題(月経、更年期等に伴う就業上の課題)に関して、職場の理解増進や配慮等がなされるよう、今後企業の取組例を示し、事業主による積極的な取組を促していくこととしています。

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

_									
都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼 玉	048-600-6269	岐 阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐 賀	0952-32-7218
青 森	017-734-4211	千 葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長 崎	095-801-0050
岩 手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛 知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋 田	018-862-6684	新 潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京 都	075-241-3212	徳 島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石 川	076-265-4429	大 阪	06-6941-8940	香 川	087-811-8924	沖 縄	098-868-4380
茨 城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵 庫	078-367-0820	愛 媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山 梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高 知	088-885-6041		

073-488-1170

和歌山

受付時間 8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

026-227-0125

長野

群馬

027-896-4739



福岡

092-411-4894

事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に



カスハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。



12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、

職場におけるハラスメント対策シンポジウムを オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium

●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう



ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/ NOハラスメント















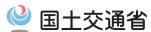














「希望」の会社を「失望」に変えない



就活セクハラ防止措置が事業主の義務になります





12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、 職場におけるハラスメント対策シンポジウムを オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。



